

飼養衛生ガイドブック

馬編

管理基準



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

令和3年11月
公益社団法人 中央畜産会

はじめに

平成30年9月以降の我が国での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、農林水産省は我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から、令和2年に家畜伝染病予防法を改正しました。

これに伴い、家畜伝染病予防法第12条の3に規定している、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準である飼養衛生管理基準も全畜種について改正しました。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、取組の目的ごとに次のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類し、より具体的な内容を示しています。

飼養衛生管理基準分類リスト

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止



Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等を規定し、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な衛生管理の取組等を定めています。

この度、公益社団法人中央畜産会では、公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受け、令和3年度飼養衛生管理基準普及啓発推進対策事業により令和3年10月に施行された馬の飼養衛生管理基準を説明したガイドブックを作成しました。

作成に当たっては、わかりやすく、現場に即したものとなるよう、資料作成委員会を設置し、意見を聴くとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課の指導の下、日本中央競馬会の専門家からのご意見を頂戴しました。

本ガイドブックが、生産者の皆様における飼養衛生管理基準の意義に対する理解の向上と自主的な家畜伝染病の発生・侵入防止体制の構築の一助となれば幸いです。

目次

※     の番号は飼養衛生管理基準の各項目番号となります。

I 家畜防疫に関する基本的事項

プロローグ

人に関する事項

 1  5

04

飼養環境に関する事項

 6

05

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

人に関する事項

 7  9

07

物品に関する事項

 10  13

09

馬に関する事項

 14

12

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

人に関する事項

 15  16

13

物品に関する事項

 17  18

15

野生動物に関する事項

 19  20

17

飼養環境に関する事項

 21  22

19

馬に関する事項

 23

21

【番外編】不特定かつ多数の者が出入りする施設
(観光牧場など)における対応ポイント

22

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

人に関する事項

 24

23

物品に関する事項

 25  26

25

馬に関する事項

 27  28

27

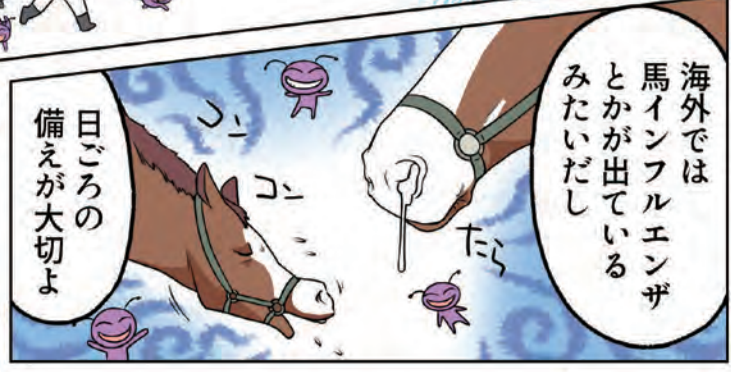
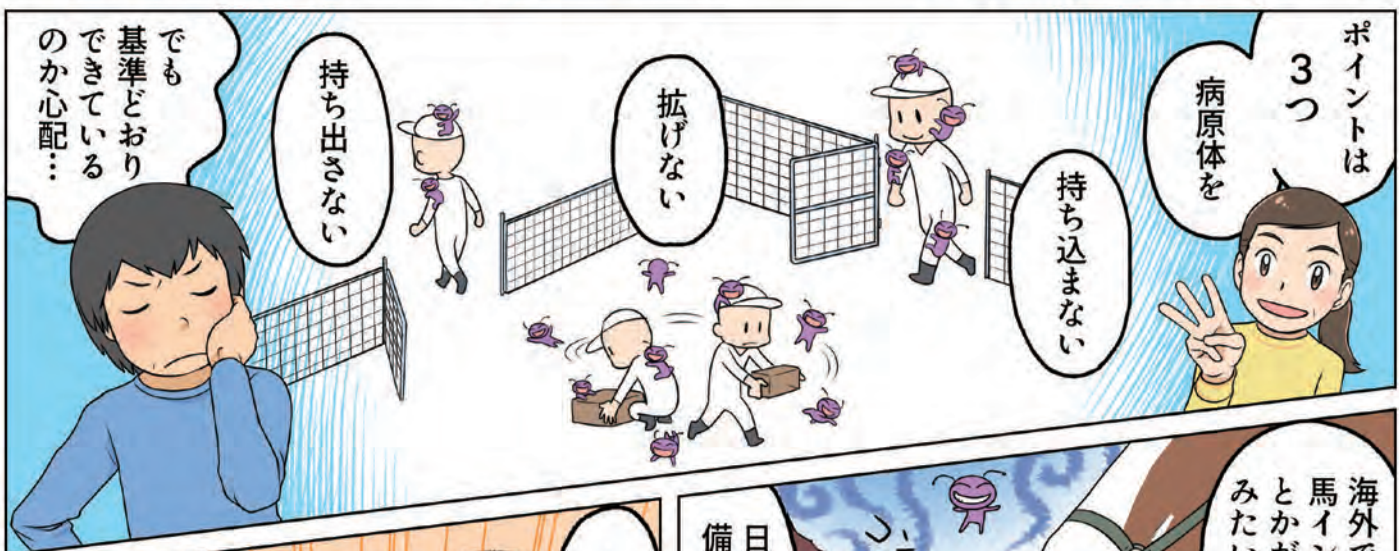
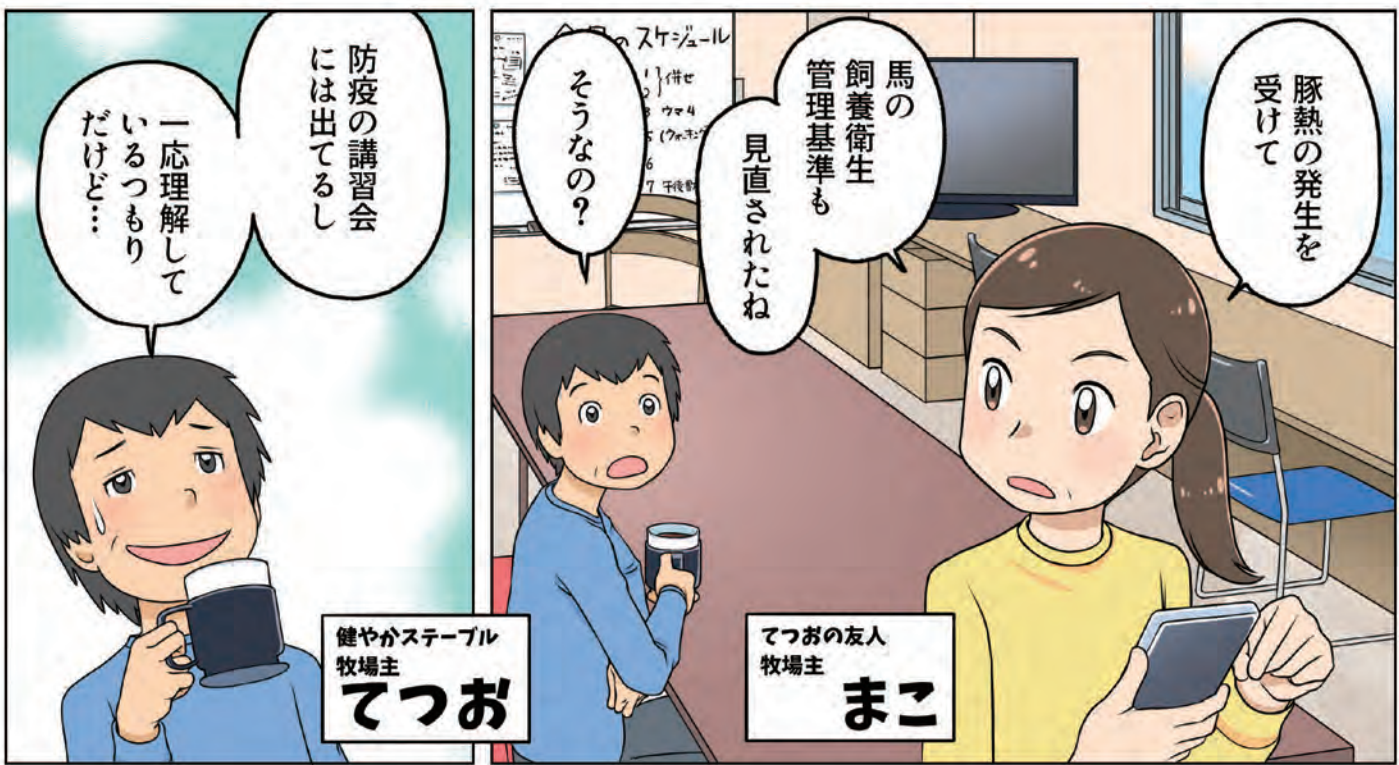
付録

消毒薬について

29

用語集

31



人に関する事項

1

5

馬の所有者の責務・家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践
飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底・記録の作成及び保管・獣医師等の健康管理指導

飼養衛生管理基準の見直しでは、

馬の所有者に対して様々な責務が明記されたので、最新の情報を確認していかないとね。

これからは牧場ごとに担当の獣医師又は診療施設を定めないとイケないのよ。

担当の獣医師は、てつお君がいつもお願いしているはづき先生になってもらったらどうかな。はづき先生に教えてもらいながら、一緒に飼養衛生管理基準を勉強したいわ。

はづき先生お願いできますか！

もちろんよ。

これから新しい飼養衛生管理基準について説明するので、一緒に勉強しましょう。

難しい言葉の解説は巻末の用語集をみてね。

お願いします！



馬の所有者は

家畜防疫の最前線を

担っていて、

馬の伝染性疾病の

発生予防とまん延防止に

努める責任があるの。

その責任を果たすための

決まりごとが、

飼養衛生管理基準なのよ。

まずは、基本事項として、

以下の内容を**準備・作成**

するように定められて

いるのよ。



わかりました！



なるほどな？



3

飼養衛生管理 マニュアルを作成すること

担当の獣医師等の専門家の意見を反映した上で作成し、印刷して従事者に配布するようにしてください

1

馬の所有者は 衛生管理に対する責務を理解し、 飼養衛生管理者は 衛生管理の取組を実施すること

4

衛生管理記録を作成し、 1年間保管すること

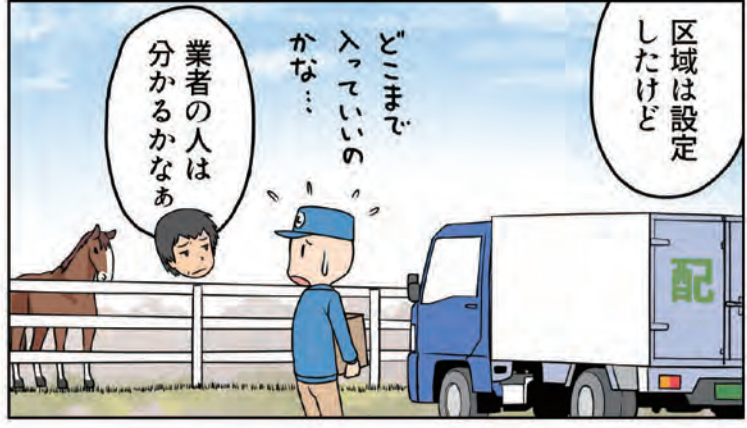
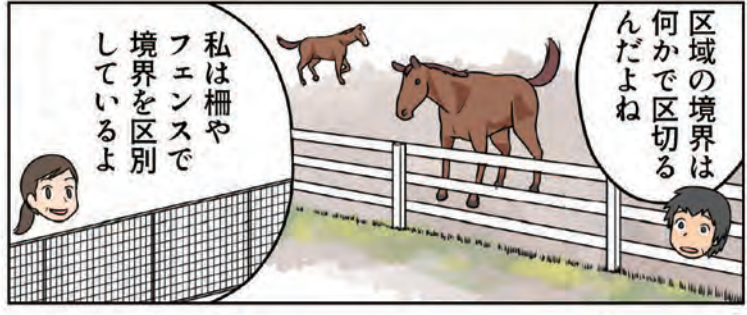
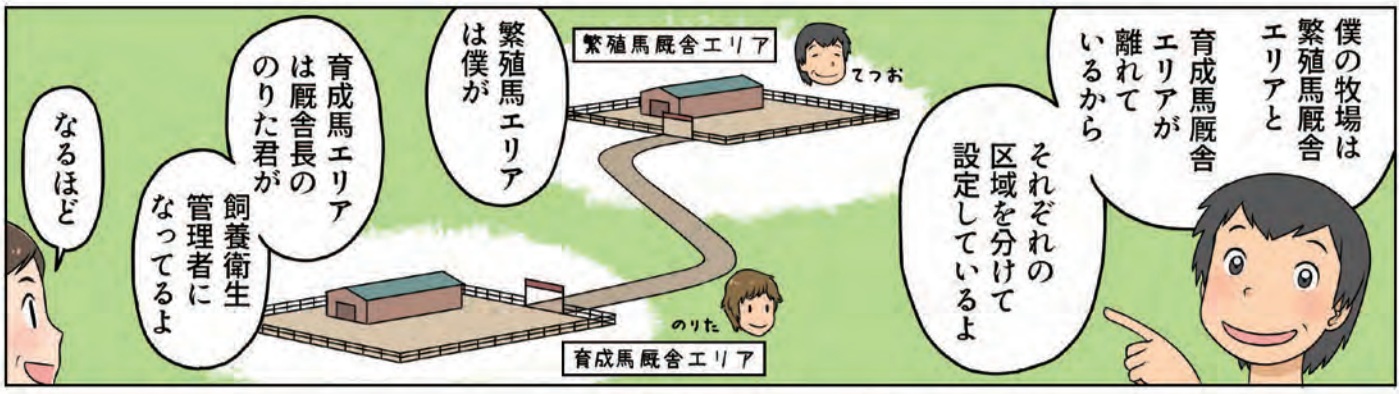
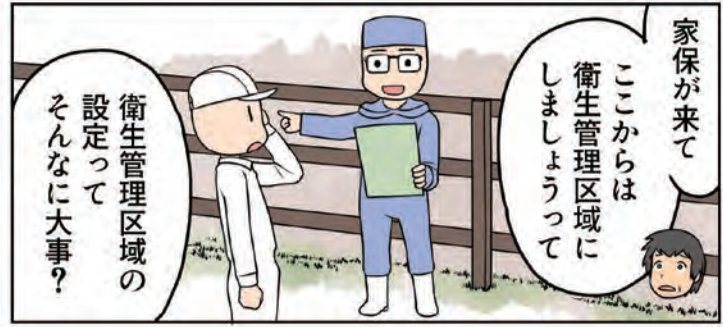
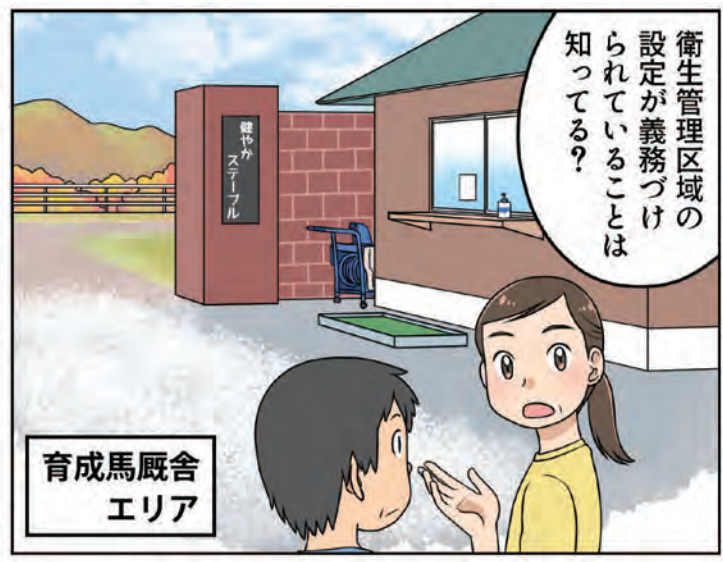
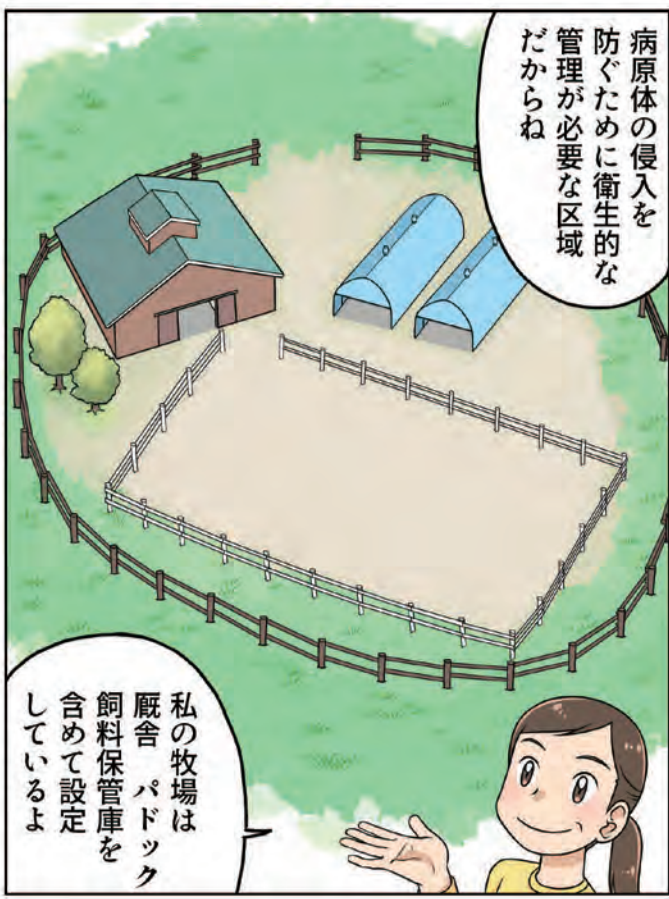
2

農場の平面図を作成すること 家保の検査及び指導を受けること

5

担当の獣医師又は 診療施設を定めること





飼養環境に関する事項

6 衛生管理区域の設定

6 衛生管理区域の設定

飼養衛生管理基準では、**衛生管理区域を設定すること**が定められているのよ。

衛生管理区域は、部外者の立入制限を行い、出入口での消毒、衣服や靴の交換などの衛生管理を重点的に実施することで、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域を作り、**農場への病原体の侵入リスクを低減するために設定するもの**なの。
衛生管理区域の出入口の数は最小限にして、

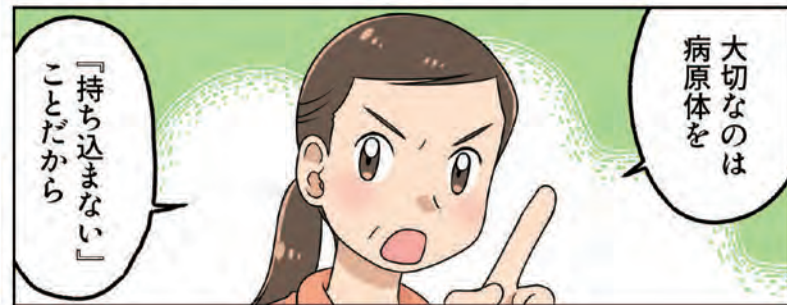
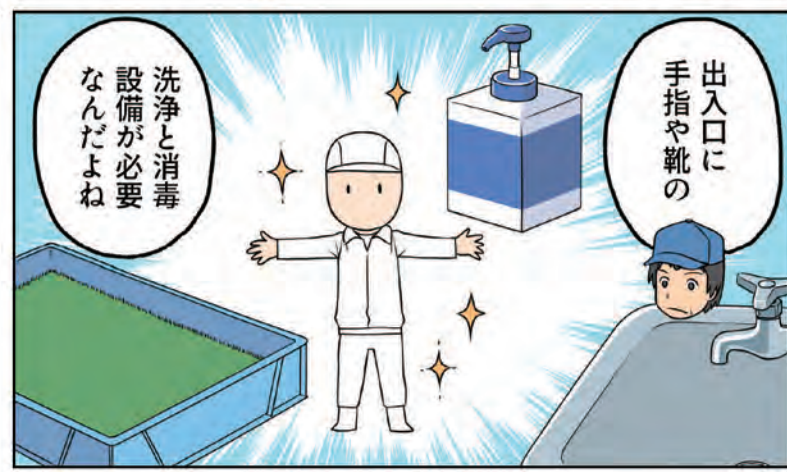
部外者や野生動物を入れないため、衛生管理区域とそれ以外を柵などで明確に区分する必要があるし、出入りするときには、**消毒が必要**よ。また、衛生管理区域には次の1から3までの施設・設備・敷地が全て網羅されていることが重要だからね。

衛生管理区域に網羅されている必要のある施設・設備



馬の伝染性疾病対策を行っている牧場の一例





人に関する事項

7 9

衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限・他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

7 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

衛生管理区域に入る人の管理は特に重要よ。

必要のない人が許可なく

入ってしまったら、

出入口の数を必要最小限に

して、出入口付近に近づく

人が見えるように

「関係者以外立入禁止」の

看板などを設置するように

してね。



▲衛生管理区域への立入制限の看板

8 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

人が病原体を侵入させる

リスクがあるから、当日に他の牧場に立

ち入った人や、過去一週間以内に海外か

ら入国した人も衛生管理区域内へ立ち入

らせないようにしてね。

家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬

業者などがやむを得ず立ち入る場合は、

シャワーや着替えなどの防疫措置が

必要だからね。



9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口には

消毒設備を設置して、

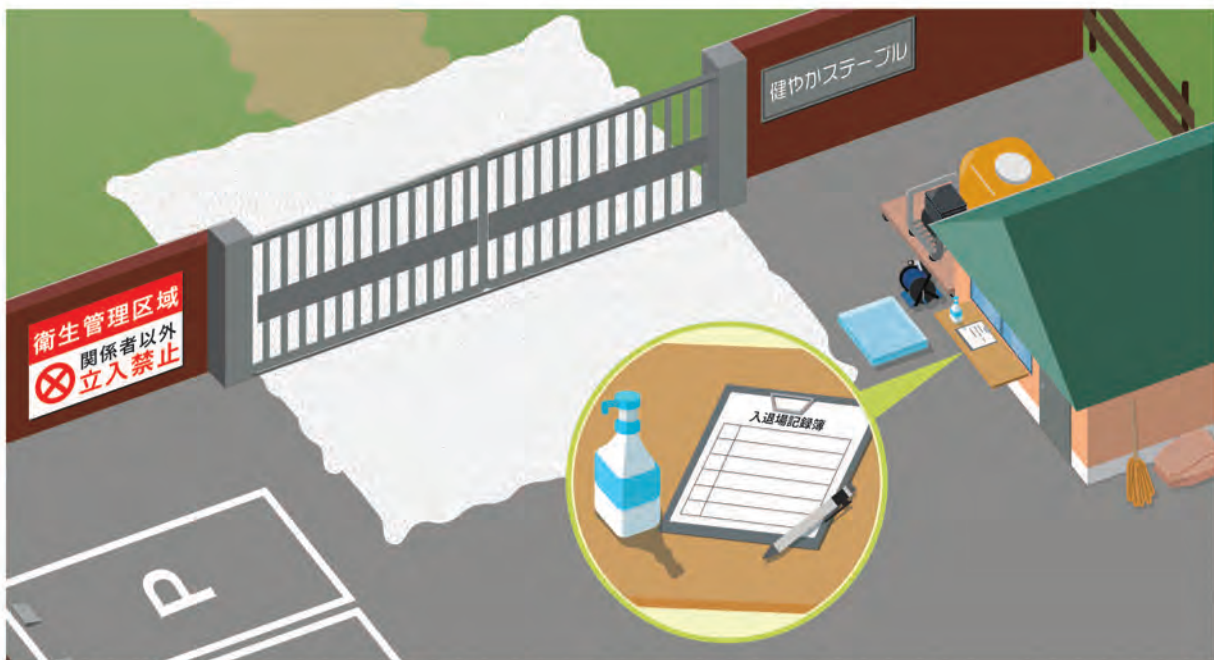
衛生管理区域に入る全ての人に手指の洗

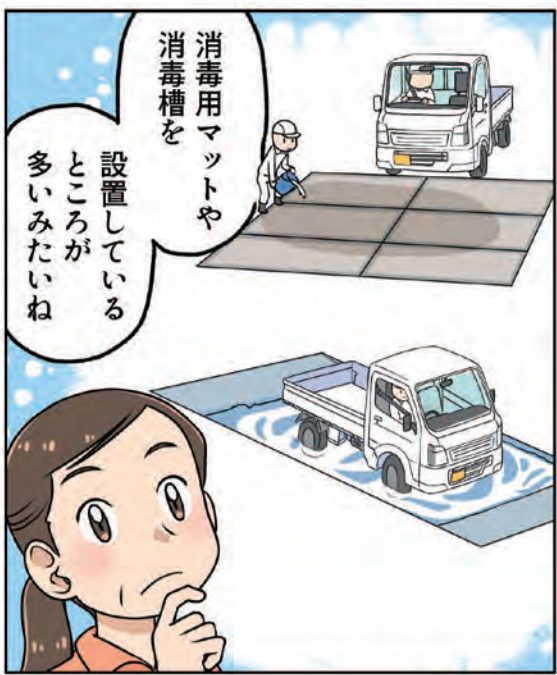
浄及び消毒をしっかりとやらせてもらうこと

が大切。

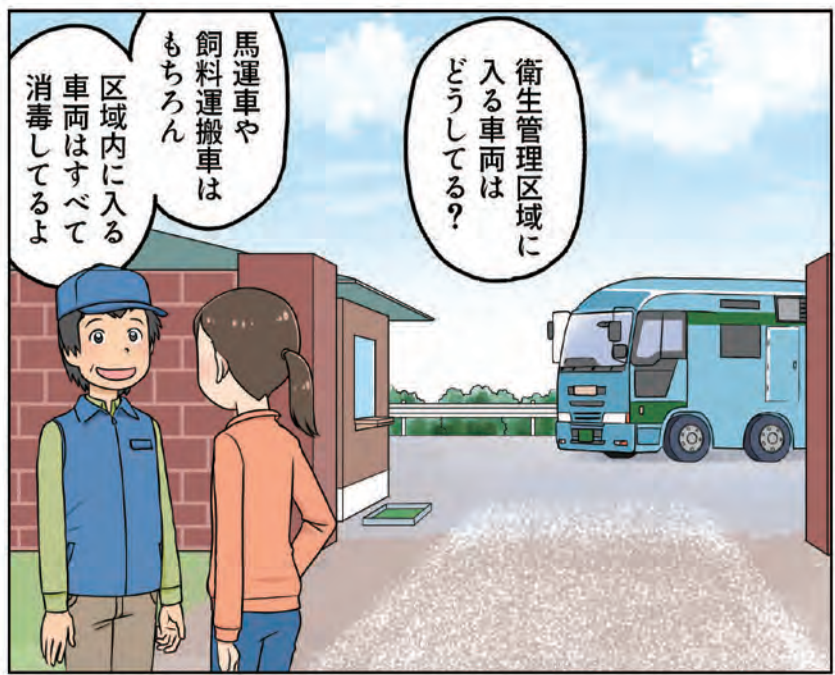
衛生管理区域専用の手袋を着用しても

いいわよ。





消毒用マットや消毒槽を
設置している
ところが
多いみたいね



衛生管理区域に入る車両は
どうしてる？

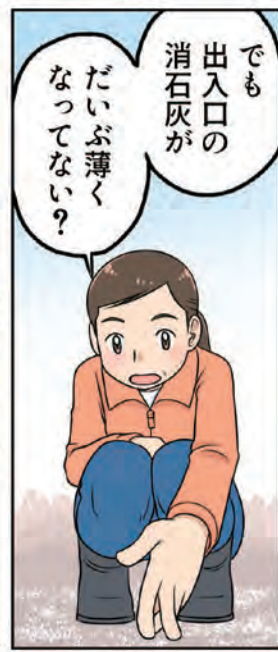
馬運車や
飼料運搬車は
もちろん

区域内に入る
車両はすべて
消毒してるよ

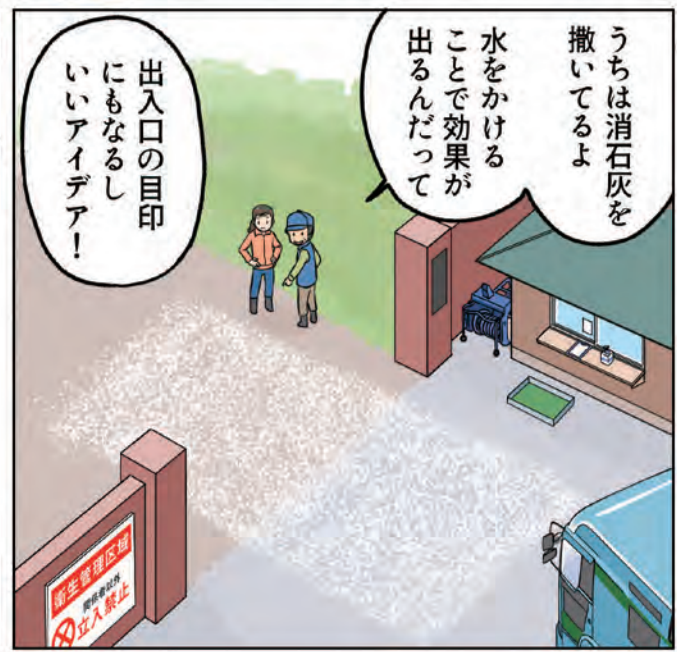


あつ
実は消石灰の
在庫が切れ
ちゃってて

今日届く
予定なんだ…



でも
出入口の
消石灰が
だいぶ薄く
なってない？



うちは消石灰を
撒いてるよ
水をかける
ことで効果が
出るんだって

出入口の目印
にもなるし
いいアイデア！



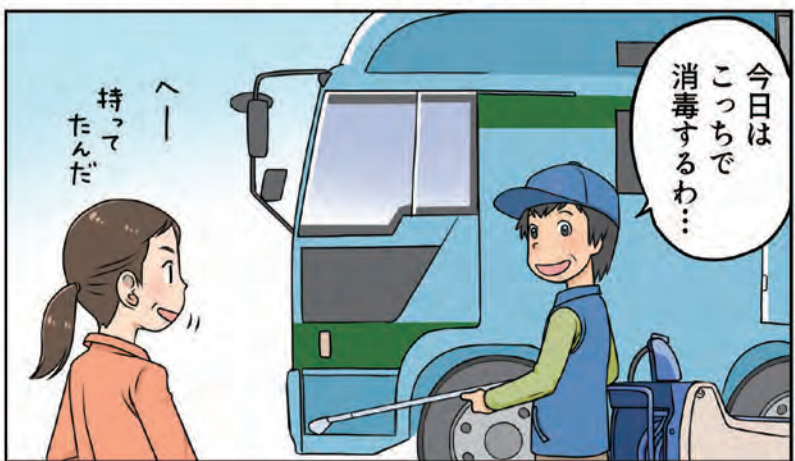
ふう…
危ない
ところ
だった

もう
しっかり
してよ
病原体を
持ち込んだら
大変よ



あー！
馬運車が
区域に入ろうと
してるじゃない！

ちょっと
待って！



今日は
こっちで
消毒するわ…

へー
持っ
たんだ

物品に関する事項

10

11

衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等・他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

車の出入りも

基本的に人と同じですよね！

衛生管理区域内に出入りするとき、

病原体を持ち込んだり、

逆に病原体を持ち出してしまわないように、

衛生管理区域の出入口に車両の消毒設備を

設置して、出入りする車両には

必ず消毒してもらうようにする！

消毒の実施記録も書く！



そうそう、あと注意点として

動力噴霧器などで

車両から落とした泥や汚れの上を、

人や車両が通過して二次汚染しないように、

消毒場所はコンクリートで舗装したり、

側溝を整備して洗い流せるようにするか、

泥や汚れに十分な量の消毒薬を

散布することも必要よ。



▲消石灰の散布



▲動力噴霧器を用いた車両消毒風景

11

他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の馬の飼養施設で使用した

又は使用したおそれがある物品は

基本的に持ち込まないようにしてね。

どうしても持ち込む場合には、

しっかり洗浄や消毒をしてから

持ち込むことが大切よ。



清掃又は消毒が必要な物品の例



物品に関する事項

12
13

12 海外で使用した衣服等を
衛生管理区域に持ち込む際の措置

てつおくんが
海外旅行に行ったって話してたよね。
旅行で使った衣服や靴で牧場に
来ていないわよね。

海外で使った衣服や靴は
海外用として買って持っていったし、
牧場には持ってきてないです。
どんな注意点ががあるんですか？

帰国後一週間は衛生管理区域内に
入らないのはもちろんのこと、
病原体を持ち込むリスクを避けるために、
過去二カ月以内に海外で使用した衣服や
靴を衛生管理区域内に持ち込んだらだめよ。
持ち込む場合は、衣服や靴を事前に洗浄や
消毒をしておく必要があるからね。



海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置・飲用水の給与

環境中のウイルスの 生残期間

	環境状況	生残期間
馬鼻肺炎ウイルス (馬ヘルペスウイルス1型)	多くの臨床現場	～7日
	ウイルスにとって 理想的な環境下	～35日
馬インフルエンザウイルス	固形物の表面	～2日

American Association of Equine Practitioners(AAEP)の Infectious Disease Guidelines より転載

13 飲用水の給与

うちは井戸水を利用してはいるけど、
消毒をして定期的に水質検査を行っています。

水の消毒はしっかりね。
水道水のような飲用に適する水なら
いいけど、沢水やため池の水は野生動物が
触れて病原体が入るリスクがあるからね。

給与水の種類と使用条件(例)

水道水
使用可

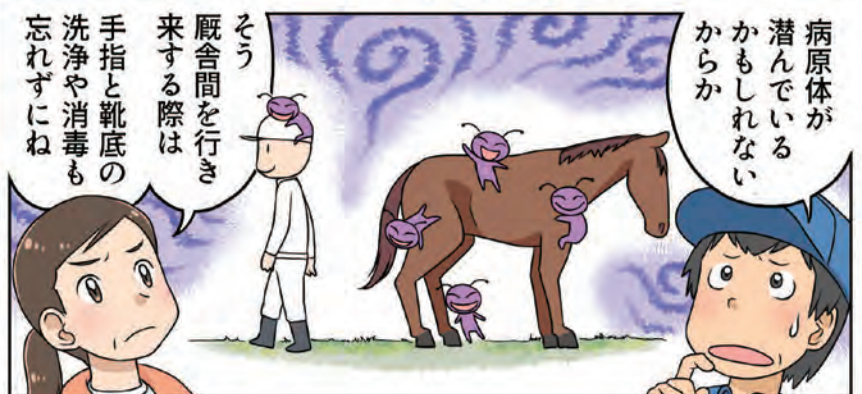
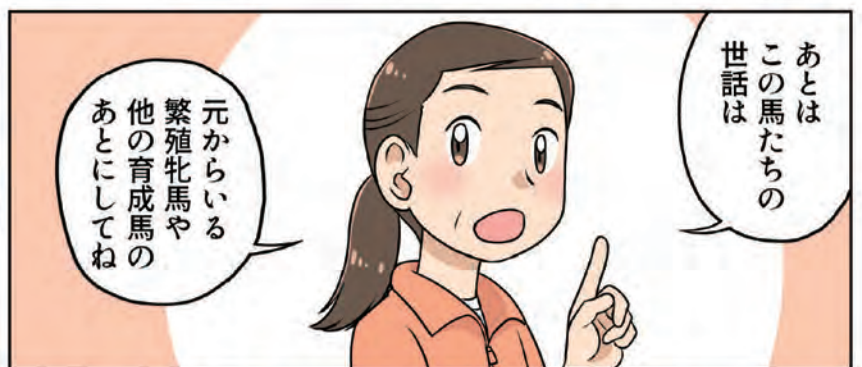
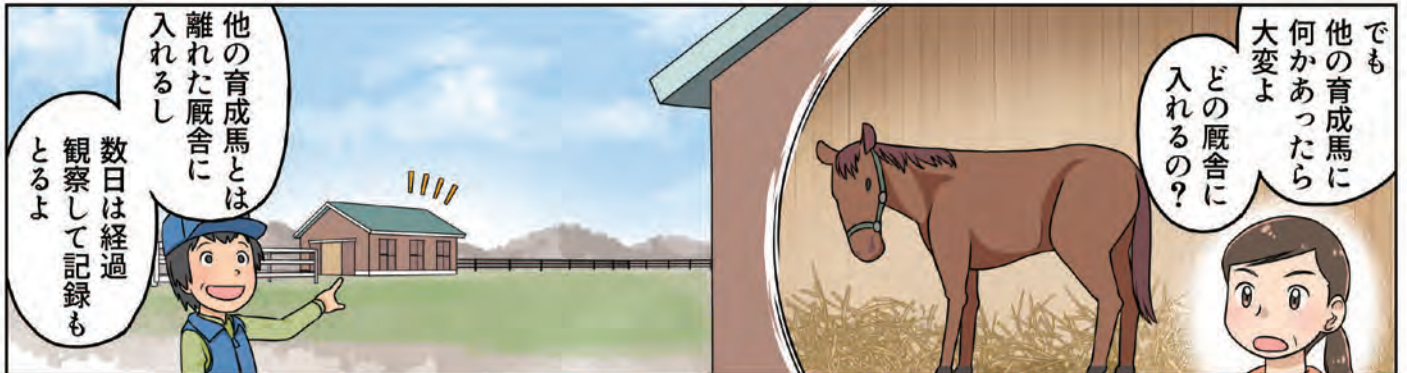
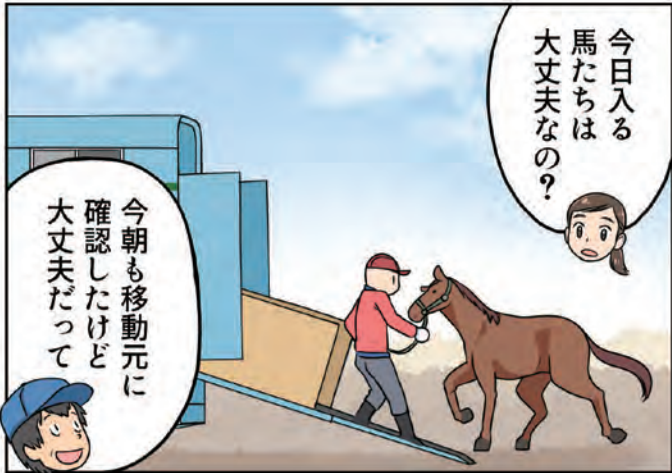
井戸水
年一回以上の水質検査により「飲用可」であること
が理想的。

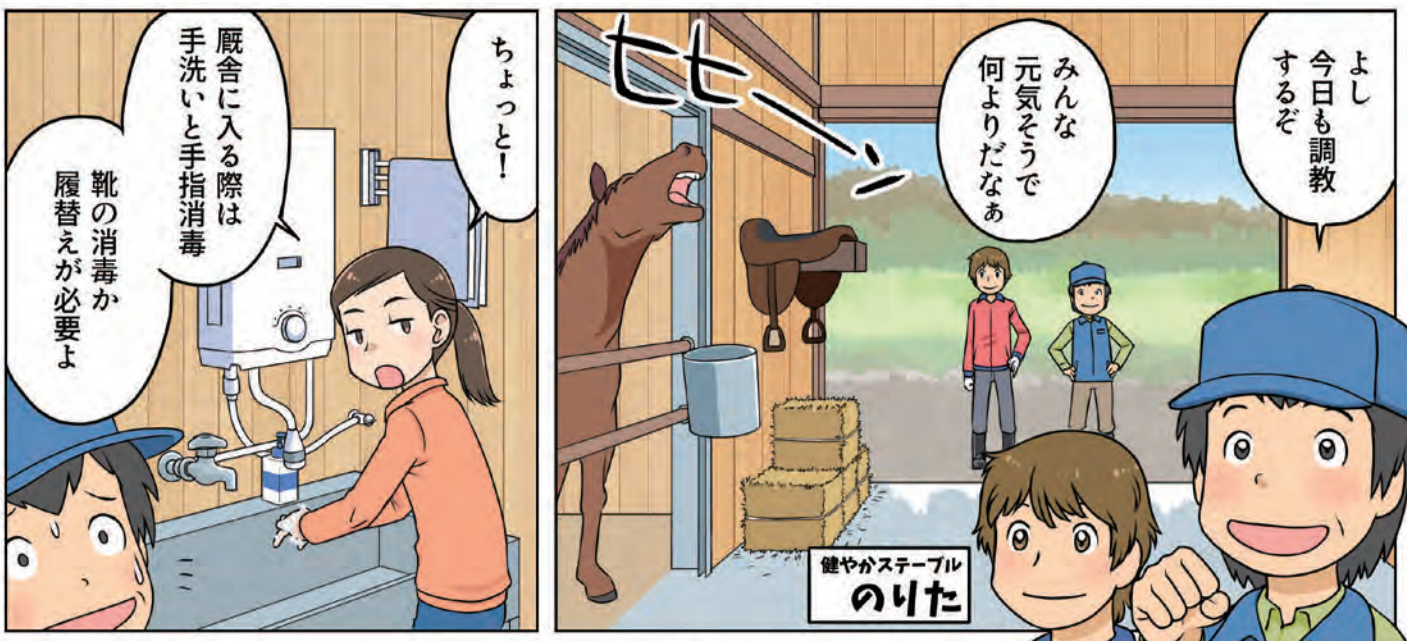
大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上の場合、
点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングを推奨

沢水などの表面水

年一回の水質検査及び点滴式の塩素消毒と
塩素濃度のモニタリングを推奨







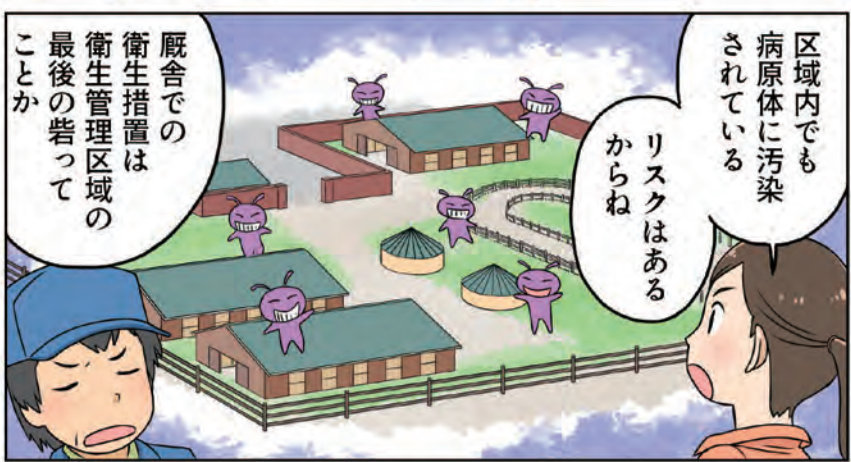
既舎に入る際は
手洗いと手指消毒
靴の消毒か
履替えが必要よ

ちよっと!

よし
今日も調教
するぞ

みんな
元気そうで
何よりだなあ

健やかステーブル
のりた



既舎での
衛生措置は
衛生管理区域の
最後の砦って
ことか

区域内でも
病原体に汚染
されている
リスクはある
からね

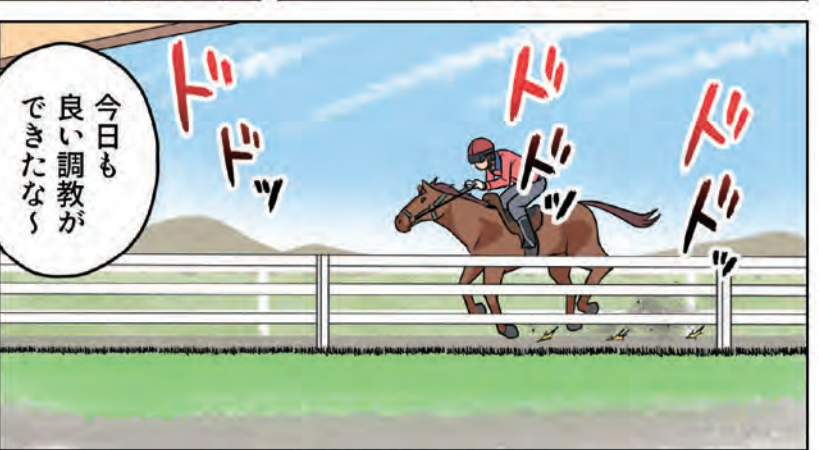


手洗いは
忘れてたよ

既舎に出入りする
ときもやっぱり
大事なの?



汗もいっぱい
かいてるわ



今日も
良い調教が
できたな



既舎から
帰るときも
入るときと
同じ対応が
必要だからね

手洗いと
手指消毒
靴の消毒か
履替えだよ

忘れ
ない
ように
するよ

ゴシ
ゴシ
ブク
ブク



調教ブーツも
一緒に洗えば
いいんじゃない

たしかに
そうすれば
一石二鳥だな

15 既舎に立ち入る者の手指消毒等 調教前後の育成馬既舎にて

既舎に立ち入る者の手指消毒等・既舎の入口における靴の交換又は消毒

15 既舎に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域内でも病原体が存在している可能性があることを

前提に、判断・行動することが大切なの。

例えば、既舎に入る際も、

手指を洗って消毒するか、

既舎専用の手袋を着用しましょう。

手袋は新しいものやしっかり

洗濯したものを使いましょう。



消毒効果を十分に得るため、
消毒の前に手を洗浄し
汚れ(有機物等)を除去すること!

既舎から出るときも
忘れずにね。



16 既舎の入口における靴の交換又は消毒

既舎では、

その既舎専用の靴に履き替えてね。

でも、地面が舗装されていて移動前

に十分に消毒できている場所を通る

など、病原体の汚染リスクがない状

態での移動では靴の交換は不要よ。

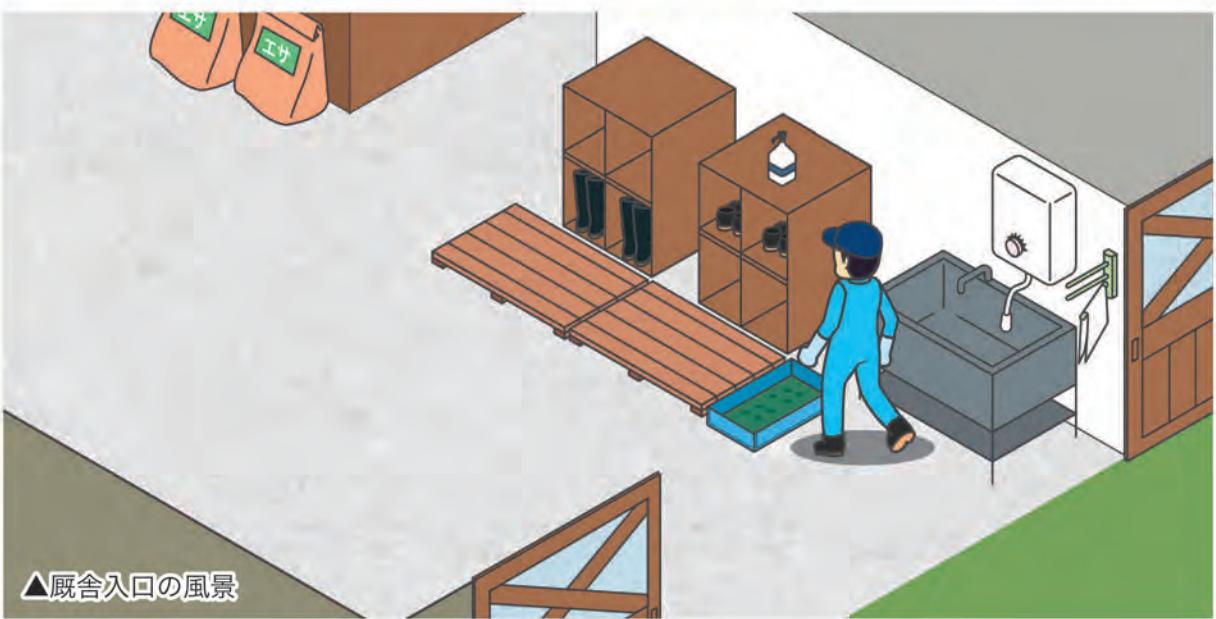
既舎に入る人に対して

専用の靴を

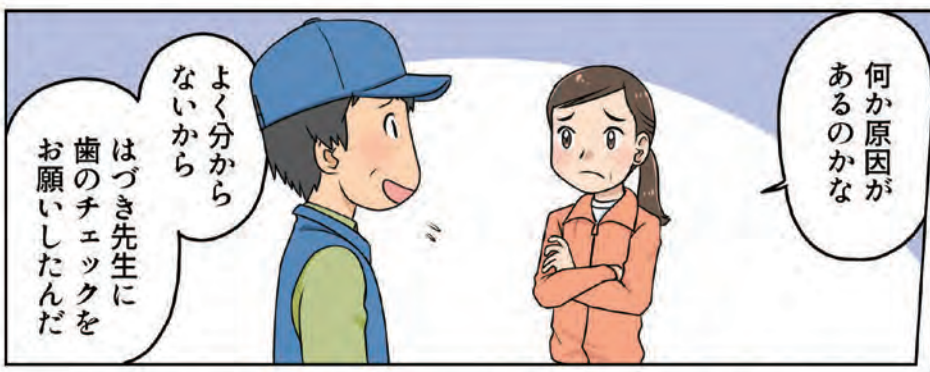
用意しないとイケないですね。



▲靴の履替え・石鹸による手洗い・手指の消毒



▲既舎入口の風景



※馬の歯を治療目的で削る行為は、獣医師でなければ実施できません

物品に関する事項

17

18

器具の定期的な清掃又は消毒等・厩舎外での病原体による汚染防止

17 器具の定期的な清掃又は消毒等



飼養管理に使用する
鼻ネジや腔鏡などの
体液が付着する物品は、定期的に
清掃又は消毒することが必要よ。
もちろん、それらを使用したときは、
少なくとも一頭ごとに交換又は
消毒しなきゃならないからね。
検査用グローブのような
使い捨てタイプのもは、
一頭ごとの交換になるわね。
馬具についても、定期的な清掃や
消毒が必要よ。
特に体調が悪い馬がいる場合には、
伝染病の可能性も考えて、
他の馬との馬具の共用は避けてね。

わかりました！



馬具など

- 定期的な洗浄、消毒



ハミ

馬服

使い捨てタイプのもの

- 一頭ごとに交換



検査用グローブ

体液が付着するもの

- 定期的な洗浄、消毒
- 使用后一頭ごとに洗浄、消毒



鼻ネジ

腔鏡

18 厩舎外での病原体による
汚染防止



衛生管理区域内
のもので、
不必要なものは厩舎に
持ち込まないようにしな
いといけませんね。



衛生管理区域内
であつても
病原体が存在している
可能性があるから、
不必要な物品は
持ち込まないように
しないとイケないわね。



不必要な物品は
持ち込まないように
します！



またハトが入ってるよ あっち行け!

バサ

バサ

バサ



馬もあんまり気にしてない感じよね…

そうなんだよ

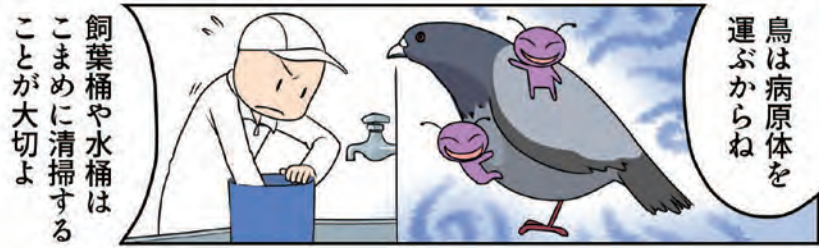
飼葉桶や水桶の中に糞をするから本当やっかい



プリッ



鳥は病原体を運ぶからね

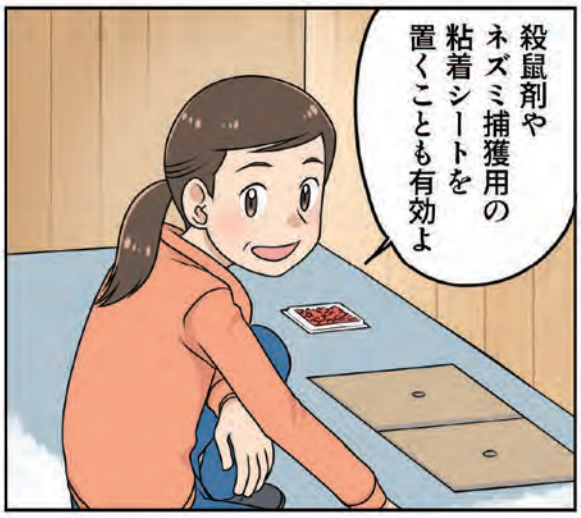


飼葉桶や水桶はこまめに清掃することが大切よ

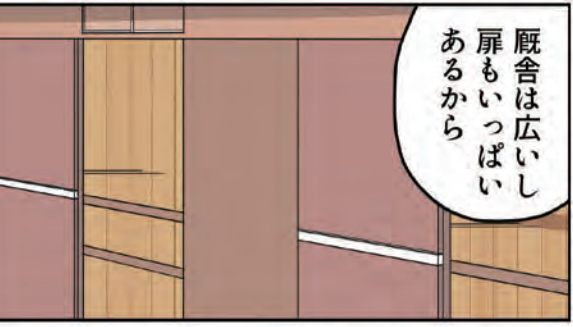


ネズミもやっかいで

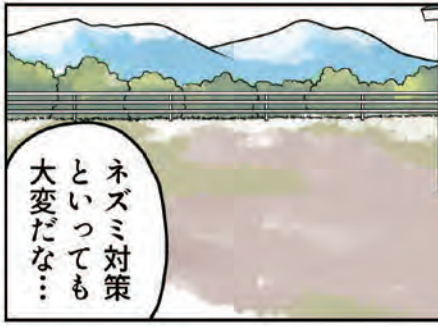
厩舎の屋根や隙間から入ってくるし…



殺鼠剤やネズミ捕獲用の粘着シートを置くことも有効よ



厩舎は広いし扉もいっぱいあるから



ネズミ対策といっても大変だな…



面倒だけど厩舎や飼料倉庫の扉を

こまめに閉めることが重要よ



鳥やネズミが住み着いたらやっかいだな

扉を確認してから帰るようにするよ

野生動物に関する事項

19

野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

野鳥などの野生動物が病原体を衛生管理区域内に持ち込んだり、区域外に持ち出さないようにするため、死体の保管場所には野生動物の侵入を防止するための対策を行うことが大切よ。死亡した馬は処理までの間、ブルーシートを被せたりするなど、野生動物と接触しないように管理することが必要だからね。



19

20

野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管
給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

20

給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

野生動物の排せつ物などが飼料や飲用水に混入すると、伝染病の発生に繋がるおそれがあるから、飼料や飲用水それぞれに左枠内のような対策を行うことが大切よ。



飼料

飼料は蓋付き容器やタンクに貯蔵。厩舎の飼葉桶及び水桶などにネズミや野鳥などの対策を実施。飼葉桶は定期的に清掃。

飲用水

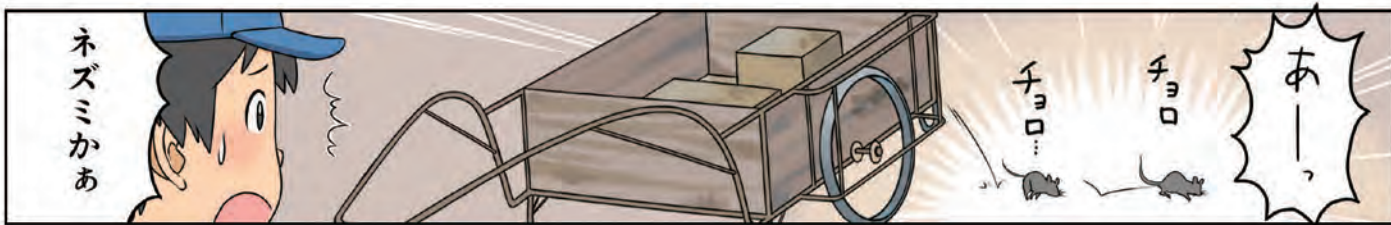
水道水以外の井戸水などを利用する場合には、飲用に適した水の場合であっても貯水施設に蓋を付けるなど異物の混入防止措置を講じるほか、水桶などの給水設備を定期的に清掃。



▲チェックシートに清掃の記録をつけている様子



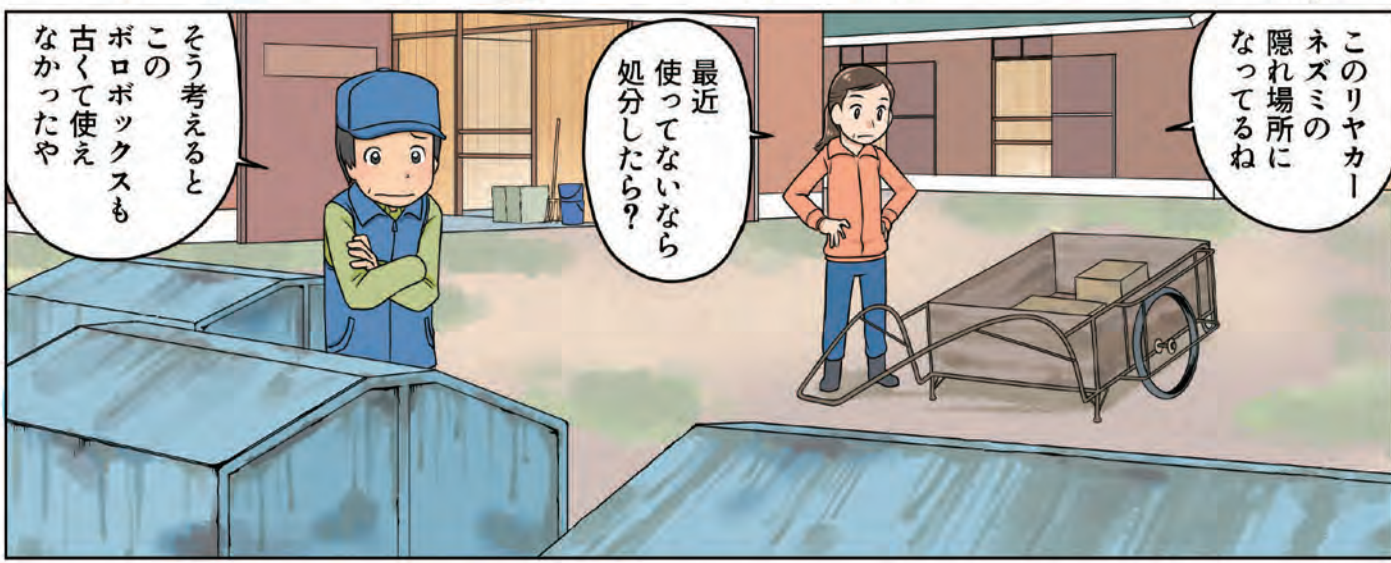
▲飼葉桶、水桶などを定期的に清掃



ネズミかあ

あー！

チョコロ



このリヤカー
ネズミの
隠れ場所に
なってるね

最近
使っていないなら
処分したら？

そう考えると
この
ポロボックスも
古くて使え
なかったや



毎日
忙しいのは
分かるけど

馬房の前が
ちよっと
散らかり過ぎ
じゃない？



まずは
厩舎周りを
中心に不要な
ものを処分ね

確かにな...

やること
いっぱいだ...



マニュアルを
見ながら
清掃と消毒を
するよ

健やかステーション
飼養衛生管理
マニュアル



まずは
不要物の
処分が先

それと
夏になったら
除草もしなきゃ

せっかくの
消毒が台無しよ



よし
消毒は大事
だから

厩舎から
早速やるぞ！

ダメ！

飼養環境に関する事項

21
22

衛生管理区域内の整理整頓及び消毒・厩舎等施設の清掃及び消毒

21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内に

ネズミなどが侵入して区域内を動き回ると、病原体を拡散するリスクになるわ。

だから区域内は、ネズミなどの野生動物が隠れにくく、

病原体が残存しないようにするため、まずは不要な資材等の処分、除草及び資機材の整理整頓をして、敷地を定期的に消毒する必要があるのよ。

除草や整理整頓は、

身を隠せる場所が無くなってネズミなどの小動物が侵入しにくくなるだけでなく、効果的な消毒ができるようになるんですね。



22 厩舎等施設の清掃及び消毒

厩舎などの掃除は

飼養衛生管理基準で

何か決められているんですか？

厩舎や衛生管理区域内にある

施設の掃除については、

飼養衛生管理マニュアルに基づいて定期的に清掃及び消毒する必要があるわ。

消毒効果を最大限に発揮させるために、誰がやっても同じ効果が出せるよう、マニュアルで管理をするのよ。

えさの食べ残しを清掃することは

野生動物を引き寄せてしまう要因を少なくすることにも繋がるなど、清掃の意味って大きいですね。



整理整頓された厩舎内の様子



馬に関する事項

23

毎日の健康観察

23 毎日の健康観察

毎日の健康観察が重要なことは分かるのだけど、具体的にどういった内容を観察すればいいんですか？

馬に異状がないか確認してね。

健康観察では全ての馬の健康状態がいつもと変わらないかどうかを確認して、個体ごとに健康状態、飼料摂取状況、体温などを記録し、調子の悪い馬がいる場所や頭数、症状などを記録することが大切よ。もし、異常な行動や症状を示したら、程度に応じて担当の獣医師への連絡や相談、家保への通報も必要だからね。



■ 毎日の健康観察でチェックする事項

- ・ 体調の悪い馬がいる場所、頭数、症状
- ・ 死亡した馬の有無と状況
- ・ 出産記録

■ 馬管理表(様式例)

馬房番号: 1 馬名: うまたろう 馬主: きちんとHLD.

		8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日
体温		37.9	38.0	38.1	37.8	
体調		良い	疲れ気味	元気	元気	
調教		普通	運動	普通	強め	
治療				軟膏	物療	
飼葉	濃厚	○升	○升	○升	○升	
	草	○kg	○kg	○kg	○kg	
	添加	生き生きサプリ 1 健やかペースト 2	生き生きサプリ 1 健やかペースト 2	生き生きサプリ 1 健やかペースト 2	生き生きサプリ 1 健やかペースト 2	
ワクチン		破傷風				
その他				左前けが		



■ 毎日の健康観察でチェックする事項をまとめたカード作成例

【番外編】不特定かつ多数の者が出入りする施設（観光牧場など）における対応ポイント

■ 適切な衛生管理区域の設定

■ 衛生管理区域の出入口における消毒設備・機材の設置
（手指・靴・車両）

■ 入退場者への協力依頼

衛生措置の周知

（口頭・場内放送・パンフレット・ウェブサイト等）

- ① 伝染病の発生予防措置を実施していること
- ② 一週間以内の海外渡航歴のある者の入場拒否

立て看板等の設置

- ③ 入場可能区域における手指、靴の消毒と肉製品の持込禁止
- ④ 立入禁止区域における部外者の立入禁止

■ 毎日の馬の健康観察

- ◎ 元気・食欲、体温、鼻汁や流涎の有無、糞の性状
- ◎ ふれあいで使用した馬を他馬から隔離飼養（一週間）

にこやか牧場



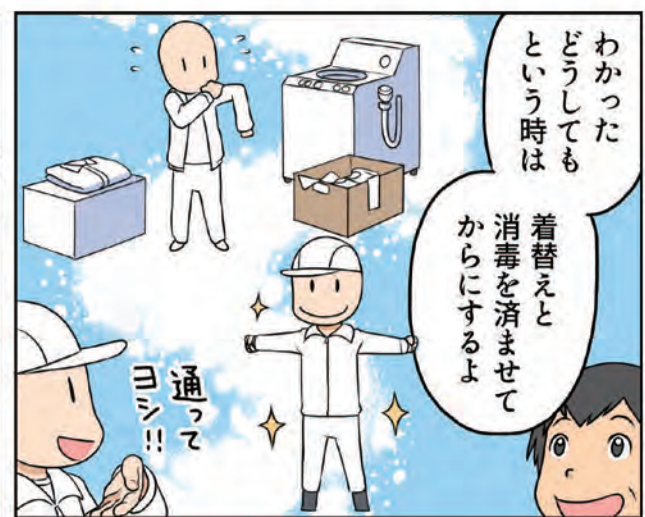
■ 馬の異状が確認された場合の通報ルールの作成

■ 衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則（マニュアル）の作成
および掲示

衛生管理区域

入場可能区域

立入禁止区域



人に関する事項

24

衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

- ・ 病原体を持ち込まない
- ・ 区域内で拡げない
- ・ 区域外へ持ち出さない

病原体を持ち出さないためには、衛生管理区域の出口付近での手指の洗浄及び消毒が重要だわ。

衛生管理区域から退出するときに重要なこと

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置すること

退出者には必ず消毒設備で手指の消毒をしてもらうこと

怖い伝染病から私たちを守ってね！



衛生管理区域の入口と出口は分けた方がいいんですか？



衛生管理区域の入口と出口は別々に分ける必要はないし、同じ消毒設備で構わないわ。

衛生管理区域内で手袋を着用する場合には、使用済みの手袋は定期的に洗濯・消毒してね。

使い捨ての場合は袋で密封して処理し、出口では、手袋の外側に付着した病原体が区域外に拡散しないよう注意することね。靴も出るときに洗浄や消毒あるいは履き替えることを忘れないようにね。

しっかりと洗浄ね！



▲使用後の使い捨て手袋はゴミ袋に入れる

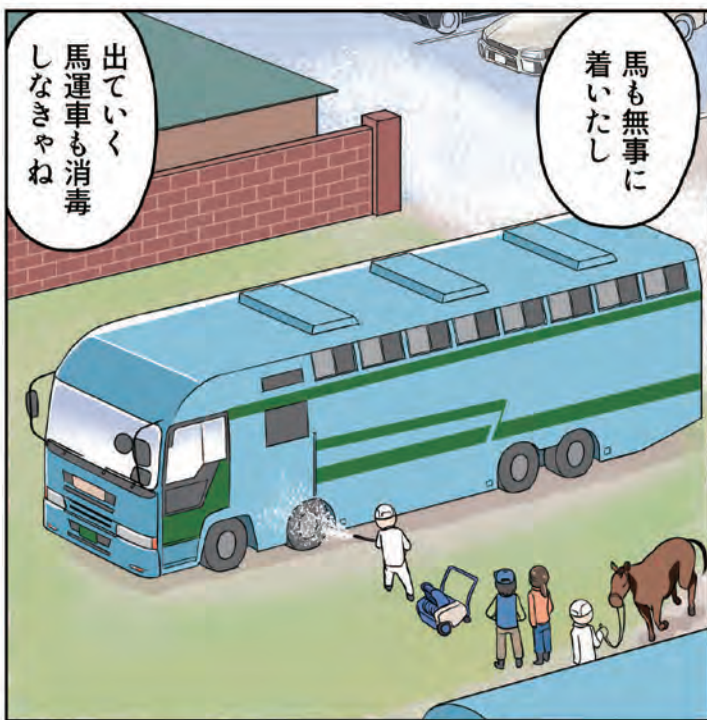
靴底までしっかりと洗浄する

▲汚れが付着した長靴をしっかりと洗浄



もう
ちゃんと
消毒したよ

ボディも
タイヤも
ピカピカだ



馬も無事に
着いたし

出ていく
馬運車も消毒
しなきゃね



座席とペダルは
やったし
フロアマットも
済んでるよ

エヘン!!



ところで
馬運車の中は
消毒した?



消毒の効果を
下げないため
に

ポロ回収!!

まずは
ポロなどの
有機物を
取り除く
ことが大事よ



馬を積んでいた
ところは?
馬が直接触れて
いた場所だから
そこがとても
重要よ

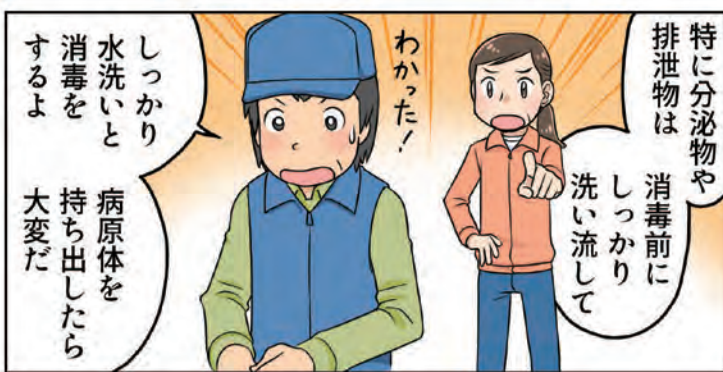
あっ
ポロの掃除を
していないや



そういえば
馬を降ろす
ときに使った
鼻ネジも
そのまま
だった

鼻水が
付いてる!

ぞろーん!!



特に分泌物や
排泄物は 消毒前に
しっかり
洗い流して

しっかり
水洗いと
消毒を
するよ
病原体を
持ち出したら
大変だ

わかった!

物品に関する事項

25
26

衛生管理区域から退出する車両の消毒・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

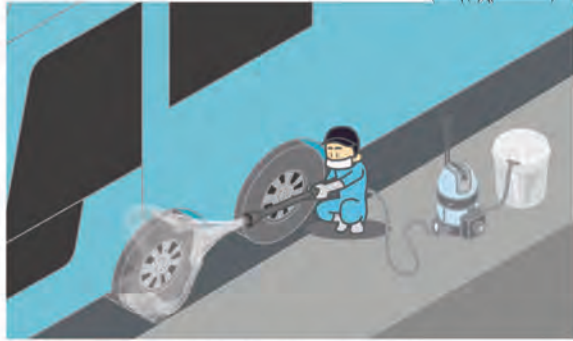
25 衛生管理区域から退出する車両の消毒

自分の牧場に病原体を持ち込まないことも大事だけど、牧場外に持ち出さないことも重要なので、牧場に入るときと同様に出るときも車両を消毒しないとだめよ。

車両の消毒には、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（長さは日常的に出入りする車両の長さの約二倍、その他十分な幅、適切な量の散布が必要。）など、それぞれの地理的状况に応じて適切な消毒設備を整備し、必ず車両消毒を実施することが大切なのよ。



▲消石灰の散布



▲動力噴霧器を用いた車両消毒風景

26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域内から物品を持ち出すときには、必ず消毒をしてね。

物品には何が含まれるんですか？

衛生管理区域内で

使用した、病原体などが付着し又は付着したおそれのあるもの全てよ。

衛生管理区域内の工事で使用する工具など、馬の飼養に直接関係しないものも含まれるわ。

それぞれの素材に適した消毒方法で消毒するか、使い捨ての物は

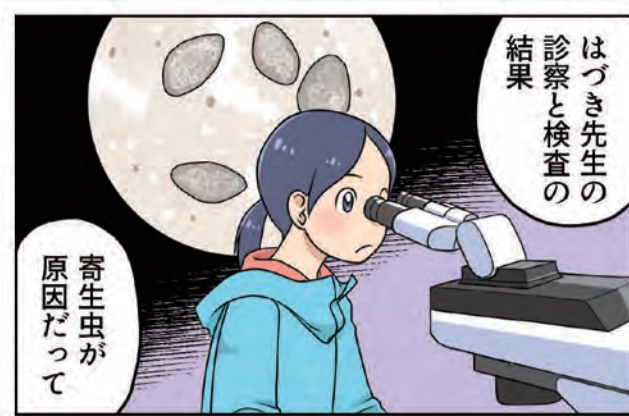
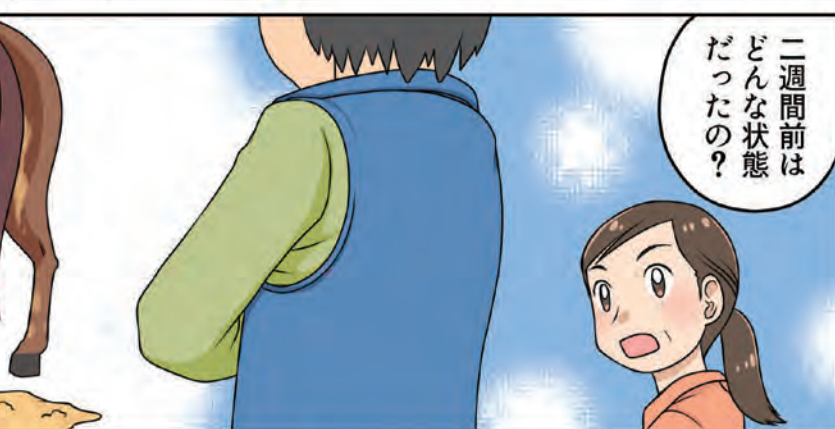
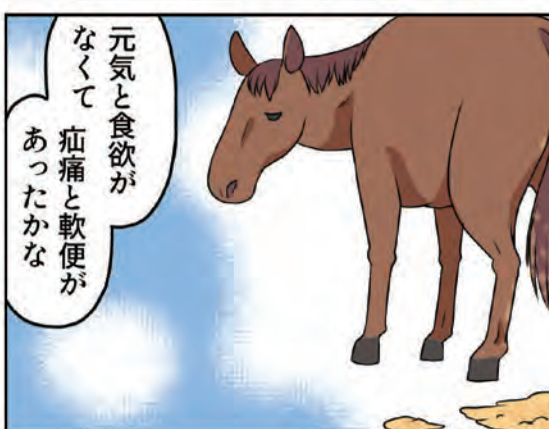
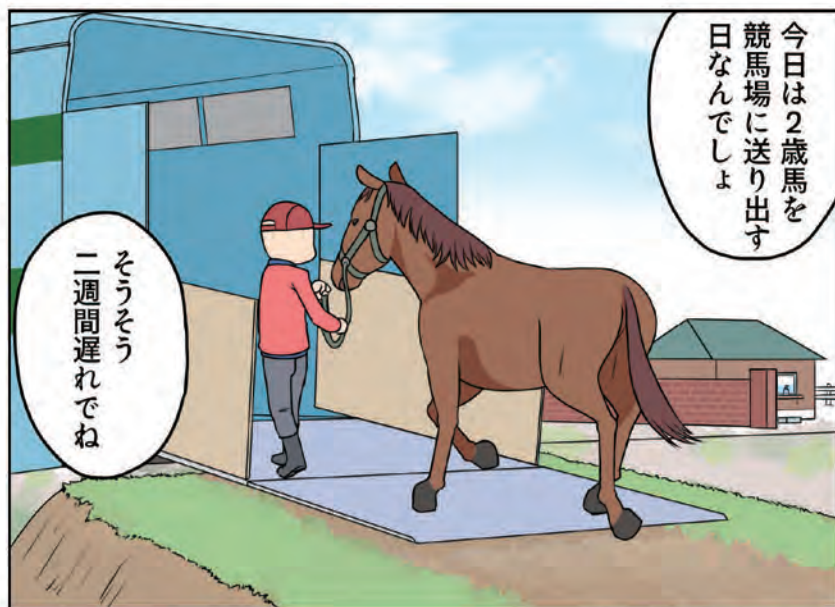
密封できる容器に入れて持ち出すようにしてね。



極力不必要なものは衛生管理区域内に持ち込まないようにしないとね。



▲不必要なものは持ち込まないようにすること



馬に関する事項

27

馬の出荷又は移動時の健康観察

出荷等の



移動時も馬に異状がないか健康状態をしっかりとチェックする必要があるわ。牧場外への移動で馬に異状があれば、牧場外へ病原体を拡げてしまうことになるからね。

馬の死体又は排せつ物も、牧場外へ移動させる場合は、ブルーシートなどで漏出防止策を行うことが大切よ。

27

28

馬の出荷又は移動時の健康観察
異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

移動時の健康観察はしっかりと行いましょう！

チェック表
ロその1...
ロその2...

移動停止



有症状の元気のない馬

移動OK!



異状もなく健康な馬

28

異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

どのようなことに注意すればいいんですか？



馬の伝染病が疑われる死亡数の増加や異状（食欲不振、下痢、削瘦、起立不能、流産等）が認められる馬の数が増加する場合は、直ちに担当の獣医師の診療が家保の指導を受けることが大切よ。少なくとも監視伝染病にかかっていることが判明するまでの間、牧場からの馬の移動は行わないようにすること。異常な馬を移動すれば、伝染病がまん延してしまうおそれがあるから注意しないといけないわ。

消毒っていうけど
何をどうすれば
いいのかな

消毒薬には
長所と短所が
あるようですね

エタノールは
人体にも使えて

色んな病原体に
よく効くけど
引火性があるわ

逆性石鹼は
臭気も弱いし

ほぼ透明で
幅広い病原体に
効くわよ

ただ低温で
効き目が
落ちるから

お湯で希釈する
などの工夫が
必要なの

使い方に
注意が必要っ
てことか

正直難しい
なあ：

でも結局
どの消毒薬を
使えばいいん
だろう

原因菌が
分かって
いれば

家保や私に
聞いてくれ
ればいいわ

それじゃ普段は
どうすれば
いいんですか

人馬への
刺激が少なく

着色もしない
逆性石鹼を使う
のがベストね

はづき先生の
説明は分かり
やすい

すごく理解
できました

頭の中が
スッキリ
しました！



アルコール系

一部の菌やウイルスに効果があり、人体にも使うことができる。
引火性に注意する必要があるが、粘膜や傷口には使用できない。



ヨウ素系

一部の菌やウイルスに効果があり、人体にも使うことができる。
粘膜や傷口にも使用できるが、車両や厩舎設備の消毒にはあまり適さない。



塩素系

ウイルスや一部の菌に効果があり、低濃度であれば人体にも使うことができるが、粘膜や傷口には使用できない。
腐食性があるため、金属性の物品消毒には適さない。



逆性石鹼

一部の菌やウイルスに効果があり、人体にも使うことができる。粘膜・傷口や厩舎内、車両消毒など幅広く使用できる。
低温で希釈すると効果が低下するため注意が必要。

消毒液原液量 (mℓ)	水(ℓ)			
	2	10	100	500
100	20	100	1000	5000
500	4	20	200	1000
1000	2	10	100	500
2000	1	5	50	250

表を参考に、作りたい消毒液の希釈倍率と水の量を確認して、消毒薬と混ぜましょう。

消毒液の作成方法



消毒のために準備するもの



【参考：畜産分野の消毒ハンドブック（平成31年2月）公益社団法人中央畜産会】

← 詳細はこちら



用語集

■ 飼養衛生管理基準

馬の所有者がその飼養に係る衛生管理の方法に關し遵守すべき基準のこと。

■ 衛生管理区域

馬を飼養する厩舎、パドック、放牧場、馬に直接接触する物品の保管場所、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎、馬に直接触れた者が消毒や衣類及び靴の交換を行わずに行動する範囲を全て網羅した区域のこと。

■ 飼養衛生管理者

衛生管理区域ごとに選任された、飼養衛生管理の責任者のこと。馬の所有者自ら管理者となることも可能。

■ 飼養衛生管理マニュアル

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に關する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(8) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の

の洗浄及び消毒に關する具体的な方法、

消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

全8項目を、家畜保健衛生所や担当の獣医

師等の専門家の意見を反映させて作成し

たマニュアルのこと。

※当該マニュアルを印字した冊子を配布し看板

を設置するなどして、従業員や外部事業者

に遵守してもらうよう周知・徹底を行うこと。

■ 衛生管理記録

衛生管理記録は、以下の事項を網羅しており、少なくとも1年間保管すること。

(1) 当該農場の従事者以外が衛生管理区域

に立ち入る場合には、次の項目について記

録をすること。

「氏名」住所又は所属「年月日」目的」

「消毒の実施の有無（人と車両について記載

すること。消毒台帳は衛生管理区域の出入口

に設置し記録すること。）「過去1週間以内

の海外での滞在歴」滞在した全ての国又は

地域の名称「その国又は地域における馬の飼養施設等への立入りの有無」

※観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、

衛生管理区域の出入口における手指及び靴

の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管

理区域に出入りする際の病原体の持込み及

び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものである

ことを確認した場合は、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その

滞在期間及び国又は地域の名称を記録

すること。

(3) 導入した馬の種類、頭数及び健康状態、

導入元の農場等の名称並びに導入の年

月日を記録すること。

(4) 出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及

び健康状態、出荷又は移動先の農場等の

名称並びに出荷又は移動の年月日を記録す

ること。

(5) 飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有

無を記録すること。異状がある場合に

あつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況を併せて記録すること。

(6) 家畜保健衛生所、担当の獣医師等からの当該農場への指導の内容を記録すること。

■ 監視伝染病

家畜伝染病予防法に定められた、28疾病の家畜伝染病と71疾病の届出伝染病の総称。

■ 伝染病

感染症のこと。家畜の伝染性疾病全てを指す。

■ 病原体

細菌、ウイルス、寄生虫などのこと。

■ 家保

都道府県に設置された、家畜保健衛生所の略称。

■ 家畜防疫員

主に家畜保健衛生所に勤務している、都道府県知事に任命された都道府県職員、獣医師等のこと。家畜の伝染性疾病の検査や飼養衛生管理基準の遵守指導等の業務を通じて、畜産の振興、食の安全安心に貢献している。

■ 担当の獣医師

農場ごとに定められた、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている獣医師のこと。

■ まん延、伝播

伝染病が地域、農場間で拡がること。

病原体が馬へ感染して拡がること。

■ 機械的伝播

野鳥などが、体に付着した病原体を運び、周囲に拡げていくこと。

■ 有機物

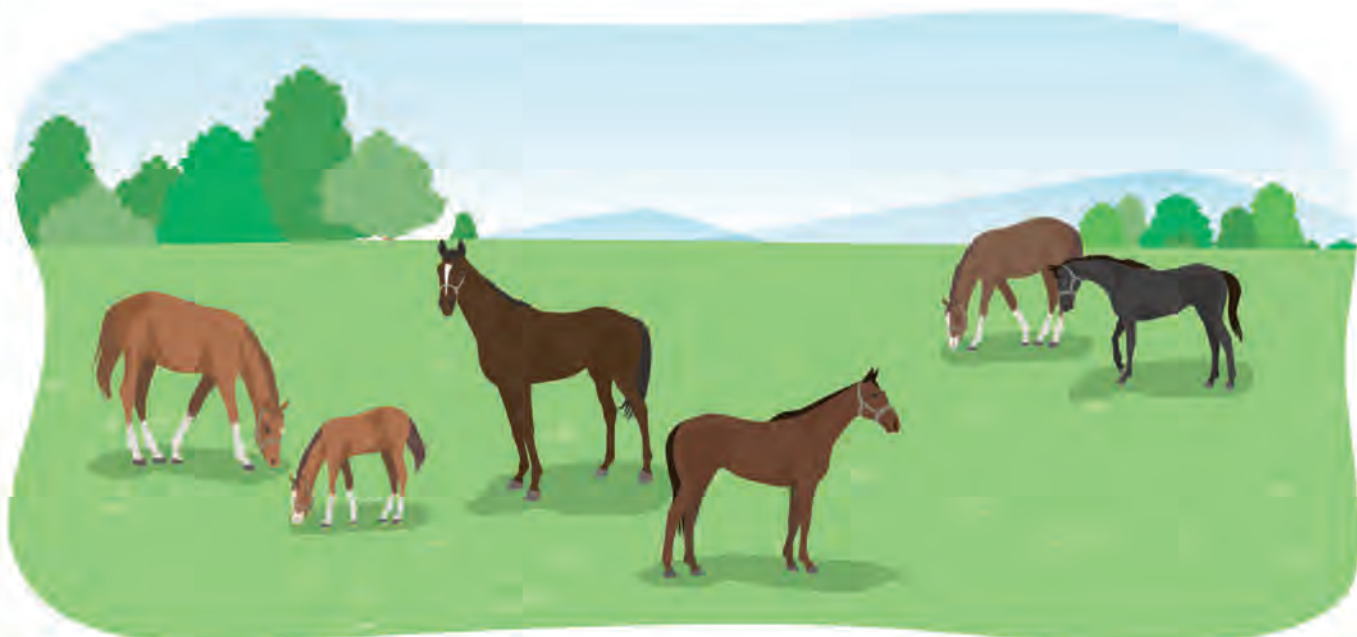
生物に由来する炭素原子(C)を含む化合物。動物のふんや体液、肉など。

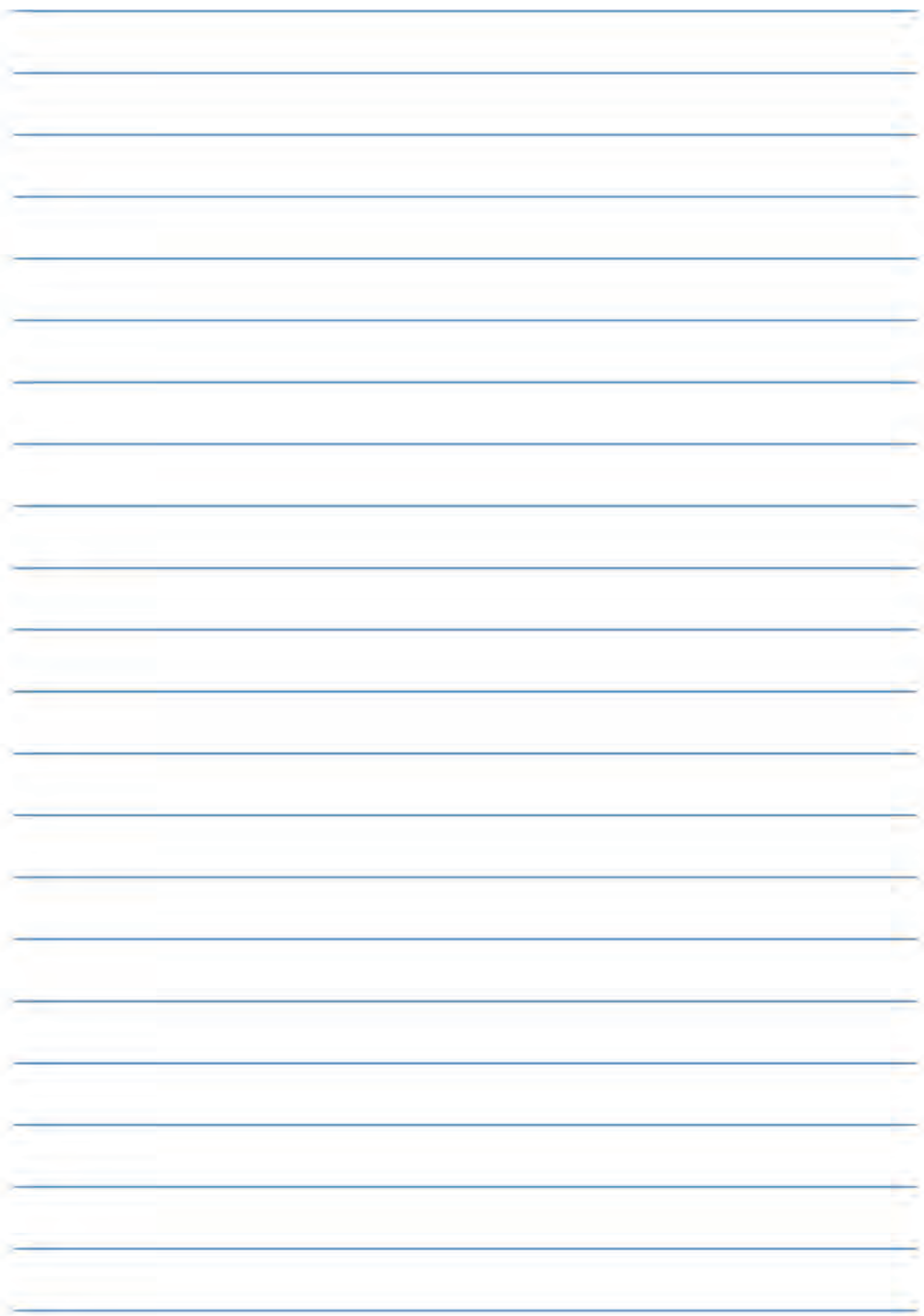
■ 二次汚染

病原体に汚染された手指、長靴、泥、馬などを介して、他の人、物や場所が病原体に汚染されること。

■ ポロ

馬糞のこと







公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2
第2ディーアイシービル9F
TEL.03-6206-0835